



# 新規保険収載項目

No.2006-15

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知（平成18年6月30日付、保医発第0630002号、平成18年7月1日適用）により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

## ◎新たに保険収載された検査項目

項目名	保険点数	区分
イヌリン（酵素法）	120点	区分「D007」血液化学検査 （生化学的検査（1））

ア イヌリンは、腎クリアランス測定の目的で行った場合に、区分「D007」血液化学検査に準じ、区分「D026」検体検査判断料の「3」の生化学的検査（1）判断料を算定する。

ただし、検査料については、区分「D015」血漿蛋白免疫学的検査の「11」に準じて算定できる。

イ イヌリンは、区分「D007」血液化学検査の「1」の尿素窒素（BUN）又は同区分「1」のクレアチニンにより腎機能低下が疑われた場合に、6月に1回に限り算定できる。ただし、同区分「1」のクレアチニン（腎クリアランス測定の目的で行い、血清及び尿を同時に測定する場合に限る。）を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

● 弊社受託検討中